

たすけあい資金貸付事業

(1)この貸付事業の目的は？

一時的に生活に困窮している世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助成を図ることを目的として資金を貸付するものです。

(2)誰が借りられるの？

- ☑ 葉山町内の居住者で、住民基本台帳に記録されている人
- ☑ 他からの援助を受けることができない世帯
- ☑ 日常生活が堅実で自立更生の見込みがある人
- ☑ 償還(返済)の見込みが確実である人
- ☑ 民生委員の生活指導が可能である人

(3)借りた資金は主にどんなことに使用できるの？

- ☑ 教育に必要な費用として
- ☑ 自立更生、就労等の支度に必要な費用として
- ☑ 疾病の療養等に必要な費用
- ☑ 生活上緊急に必要な費用
- ☑ その他、特に必要と認められた費用



(4)いくらまで借りられるの？

貸付限度額は、原則50,000円までです。

(5)借りた資金はいつまでに償還(返済)するの？

この貸付金の償還期間は据置期間(3ヶ月以内)終了後2年以内です。

(6)償還(返済)するのに利子が付くの？

この貸付金は無利子です。

(7)借りるにはどのような手続きが必要なの？

この資金の貸付を受けようとする方は、たすけあい資金借入申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、民生委員を通じては葉山町社会福祉協議会に提出していただきます。

なお、連帯保証人1名を必ず立ててもらう必要があります。また、「印鑑登録証明書」を必ず添付していただきます。

(8)他に注意しなければいけないことは？

この資金を借りられた方は、以下の生活状況の変化があった場合は、貸付期間中であっても、資金の一部又は全部を償還(返還)していただきます。

- ☑ 葉山町外に住居を移すとき
- ☑ 不正手段により貸付を受けたとき
- ☑ その他、たすけあい資金貸付事業の規程に違反したとき

詳細は、
お問い合わせ
下さい！



< 相談窓口・お問い合わせ先 >

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

TEL 046-875-9889 FAX 046-876-1873

E-mail shakyo@hayamashakyo.com

お気軽に
ご連絡下さい♪